

●2020年10月5日付【四国における民間企業海外展開支援アドバイザー業務委託契約（調達管理番号20c00481）】入札説明書への質問に対する回答

質問番号	入札説明書該当頁	該当項目	質問	回答
1	P30	1. 経費の積算に係る留意点 (1) 経費の費目構成	①直接人件費については、「民間連携事業業務委託契約経理処理（積算）ガイドライン」の外部人材の直接人件費を流用するという理解でよろしいでしょうか ②また、海外業務については30人日/月とする必要がございますでしょうか	①ご理解のとおりです。 ②入札の段階では、必要ありません。落札者との交渉を通じて、海外業務に関する具体的な日数を決定します。
2	P31	1. 経費の積算に係る留意点 (3) 定額で見積もる直接経費	こちらで記載されている定額直接費は消費税抜き価格という理解でよろしいでしょうか	消費税込の金額です。
3	P4	第1章、5、(3) 共同企業体、再委託について	業務の実施に当たり、共同企業体のいずれにも属さない他社の人材、また所属先のない人材を一部の業務に登用しようと考えているが、その場合、「補強」という扱いが認められるのか。それとも、「再委託」という扱いになるのか。	補強を認めます。ただし、総括については補強は認めません。
4	P20	第2章、4、(3) 関連支援機関・自治体との連携促進業務	四国4県の主な関連支援機関・自治体一覧が示されているが、これら機関との連携は必須のものか。また、ここに掲載されている以外の機関との連携は可能か。	今までに連携実績のある、または連携が見込まれる関連支援機関・自治体を示しており、何らかの連携を想定しています。技術提案書作成にあたっては、配属先の高知県、及びもう一つの重点地域である愛媛県との連携は必須とし、業務の目的及び内容を踏まえて関連支援機関・自治体との連携方法についてご提案ください。 なお、入札説明書に記載されていない関係支援機関・自治体との連携は可能であり、技術提案書にて提案ください。
5	P21	第2章、5、(1) 業務人月	「業務従事者3号17人月」とあるが、P18の業務履行期間（2020年11月24日から2022年3月31日）は最大で16.35人月（16ヵ月プラス、カレンダー通りで7日間）である。業務従事者3号は何人月を想定すればよいか。	17人月は、当初予定での契約期間において契約開始予定日から契約終了日までのおおよその期間として計上したものです。実際は、契約開始日から契約終了日までの期間を上限（ただし1人月は20人日を上限）とし、落札者からの提案、及び契約交渉を通じて契約上の人月を決定します。
6	P21	第2章、5、(2) 業務対象地域	「主として愛媛県、高知県を対象とするが、四国全域における案件形成、フォローアップを行う」とある。また、業務仕様書に示される配属先等からも、特に高知を重点とし、次に愛媛に多くの時間を費やすことが想定される業務内容となっている。 これについて、企業へのコンサルテーション、アドバイス、案件形成等の支援を行う際にも、優先順位の高い県の企業への支援をより重視し、より多く訪問、相談件数等をこなすことが望ましいのか。それとも、各企業への対応や支援には優先順位をつけず、四国4県まんべんなく行った方がよいのか。	企業のコンサルテーション、アドバイス、案件形成等の支援を行う際にも高知県、愛媛県を重視とします。
7	P21	第2章、6、(1)	上記に関連し、もし、香川や徳島県の企業への対応も、高知や愛媛の企業への対応と同様に重視して行うべきであれば、香川県や徳島県における関連支援機関回りや企業訪問にも一定の時間を確保しなければならないと考える。その際に、その必要性はこちらで判断し、高知県の配属先を離れて他県を自由に回ることが出来るのか。もしくは、高知県の配属先と協議の上、許可が下りれば配属先を離れて外勤を行うことができるという形になるのか。	質問6番の回答を参照願います。 なお、高知県、愛媛県を含め、業務内容、訪問先等については提出が義務付けられている業務計画書、月間業務計画に基づき、JICA四国と事前に協議を行います。 なお、高知県の業務以外で配属先を離れる場合、現時点では、高知県との事前の協議が必要です。
8	P21	第2章、5、(3)、2)	「その他、発注者が指定する四国県内の配属場所」とあるが、既に特定された配属場所は各県にあるか。プレ公示の段階では、「愛媛県内にも配属先を確保する」と伝えられていたが、実際の業務開始までには愛媛県内の配属先は決まっているか。また、高知以外の四国県内の配属場所にはどの程度の頻度で訪問すべきか。	現時点で高知県以外の特定された配属場所は決まっておりません。愛媛県については現在配属先を協議中です。 高知県以外の県への訪問頻度については、質問7番の回答を参照し、技術提案書にて提案ください。
9	P22	第2章、6. 業務実施上の留意事項 (6) *利益相反関連	「JICA『民間企業とコンサルタント等のマッチング相談窓口』等を経て業務総括者、業務従事者以外の受注者の従業員または関係者が結果的に外部人材になることを妨げない」とあるが、これについて以下、四点お伺いしたい。	
①本案件に関係した業務総括及び業務従事者は、四国以外の民間企業との連携によりJICAの「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に応募することは可能か。			可能です。但し、本契約の業務履行に支障が出ないこと、及び入札説明書に記載の事項に抵触しないことを条件とします。	
②今現在、JICA中小企業支援業務の外部人材として調査を実施中の人材が、本案件の業務従事者となることは可能か？			可能です。但し、本契約の業務内容の履行に支障がでないこと、及び入札説明書に記載の事項に抵触しないことを条件とします。	
③業務仕様書の文言からは、業務総括者、業務従事者は、四国の企業と連携しての「中小企業・SDGsビジネス支援事業」への応募はできないと解釈されるが、そのような理解で正しいか。			ご理解の通りです。	
12			④業務総括及び業務従事者でなければ、本案件を受注した共同企業体の従業員が四国の企業と連携して「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に応募することは可能と解釈できるが、その場合、あくまでJICA『民間企業とコンサルタント等のマッチング相談窓口』を経て交渉が行われた形でなければならぬのか、もしくは、本案件の中でコンサルテーション等を行った企業との連携を直接交渉することも可能なのか。	P22の第2_業務仕様書の「6. 業務実施上の留意事項 (6)」に記載の通りです。
13	P24	第3章、1、(2) 体裁	「技術提案書（簡易プロポーザル）はワープロ打ち、両面印刷、ホチキス止めとする。」とあるが、P7に記載のとおり、PDFをメールにて送信と理解してよいか。	P24 第3_技術提案書の作成要領の1.(2) 体裁については、「技術提案書（簡易プロポーザル）はワープロ打ち、両面印刷、ホチキス止めとする。ファイルやバインダーに綴じる必要はありません。」を削除します。 提出方法はP7 9.(2) 提出方法のとおりです。
14	P.2とP.48	1. 公告日	P.2には公告日は2020年10月5日となっておりますが、P.48の各様式への記載事項では2020年9月28日となっておりますが、どちらが正しいでしょうか。	10月5日が正です。
15	P.5	(4) 利益相反の排除 (1)	先に記載された「先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者」とは具体的にどのような者を想定されているのか、お教えてください。	「(4) 利益相反の排除 (1)」については、これを削除します。
16	P.22	第2_業務仕様書 6. 業務実施上の留意事項 (6)	業務人月2人月の業務統括者についても、四国企業の案件に限らず、全ての案件で外部人材にはなれないということでしょうか。	質問9番の回答を参照願います。
17	P.5	(4) 利益相反の排除	①「(2) なお本件落札者が当機構の事業である「中小企業・SDGsビジネス支援事業」における各スキームに関連し、①コンサルテーション対象の企業に対して、自社人材又は関係者を直接紹介すること及び、②当該スキームへの採択済案件における外部要員として参加することについては、原則として禁止します。」とありますが、本件を落札した場合、既に採択済（履行期間中、契約前）の案件への参加を辞退しないといけないということでしょうか？ ②また、既に採択済（履行期間中、契約前）の案件への参加を辞退する予定がない場合は、本件競争への参加は認められないということになるのでしょうか？ ③もしくは、本件の業務統括者及び業務従事者が当該スキームへの採択済案件に外部人材として参加することを禁止する（他の従業員が参加することを妨げるものではない）という意味なのでしょうか？	①採択済案件において外部要員としての参加が決定している場合、そちらを辞退する必要はありません。 ②本件競争への参加は可能です。 ③質問9番の回答を参照願います。
18	P.21	(1) 業務人月	業務従事者について複数名のローテーションで提案する場合は全ての業務従事者の経歴書・資格を提出する必要がありますでしょうか。	必要です。
19	P.21	(1) 業務人月	業務統括者と業務従事者を兼務することは可能でしょうか。	可能です。なお、P21 第2_業務仕様書の5.(1)業務人月のとおり総括者は2号を想定しています。また兼務の場合、契約締結時の業務人月数は契約開始日から契約終了日の期間を上限とし、総括者と従事者の双方の合計人月を計上することはできません。 提案の際には、技術提案書の業務実施体制で説明願います。
20	P.31	(3) 定額で見積る直接経費	ご指定の金額は減額ができず、必ず計上した上で入札金額を計算するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。